

令和7年9月に契約した一者随意契約の契約案件

※ 契約金額130万円（消費税込）超を公表

	番号及び名称
1	第13119号 西海市工業用水道浄水場運転管理業務委託
2	第90070号 西海斎場機器補修工事
3	第13118号 大瀬戸河通浄水場運転管理業務委託
4	第88051号 タイニーハウス西海モデル建築工事設計・施工監理業務委託
5	第13129号 西海町中浦深井戸水源施設修繕
6	第82019号 投票箱購入

契約内容一覧表(業務)

令和7年度

業務番号	第13119号
業務名	西海市工業用水道浄水場運転管理業務委託
業務場所	西海市大瀬戸町瀬戸羽出川郷地内
業務の種類	上水施設等関連業務

請負人 住所・氏名	長崎県西海市大瀬戸町多以良内郷254-1 ㈱協環 西海営業所 所長 小崎 亮平 様
--------------	---

公表期限	令和8年 9月30日まで
------	--------------

契約年月日	令和7年 9月30日
第回契約変更年月日	
第回契約変更年月日	
第回契約変更年月日	

請負代金金額（当初）	11,440,000円
第回変更請負代金金額	
第回変更請負代金金額	
第回変更請負代金金額	

工 期	着工年月日	令和7年10月 1日
	竣工年月日	令和8年 1月31日
第回変更竣工年月日		
第回変更竣工年月日		
第回変更竣工年月日		

随意契約における契約相手方の選定理由

現在の当業務は指名業者が行っており、令和7年9月30日をもって、一旦契約を完了するが、令和7年10月1日から令和8年1月31日まで（次回の業務委託契約までの期間と契約後に発生する可能性のある業務引継ぎの期間）継続して運転管理を行えるのは、現在当業務を行っている指名業者のみのため。（地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の適用）

概要	
	西海市工業用水道施設の運転及び保守管理を行う。 浄水量：5,500m ³ /日
第回変更概要	
第回変更概要	
第回変更概要	
第回変更理由条項	
第回変更理由条項	
第回変更理由条項	

契約内容一覧表(工事)

令和7年度

工事番号	第90070号
工事名	西海市西海斎場機器補修工事
工事場所	西海市西海町黒口郷地内
工事の種類	機械器具設置

請負人 住所・氏名	秋田県秋田市茨島2丁目1-7 株式会社 代表取締役 三浦 亨 様
--------------	--

公表期限	令和8年 8月31日まで
------	--------------

契約年月日	令和7年 9月 1日
第1回 契約変更年月日	
第2回 契約変更年月日	
第3回 契約変更年月日	

請負代金金額（当初）	4,092,000円
第1回 変更請負代金金額	
第2回 変更請負代金金額	
第3回 変更請負代金金額	

工 期	着工年月日	令和7年 9月 1日
	竣工年月日	令和8年 2月 28日
第1回 変更竣工年月日		
第2回 変更竣工年月日		
第3回 変更竣工年月日		

随意契約における契約相手方の選定理由

今回の工事は、火葬炉の運転を停止した状態で行う必要があり、通常の火葬業務への支障が無いように実施する必要がある。
上記の業者は、西海市西海斎場の建設当初に火葬炉の設計施工を行い、現在も火葬炉の保守点検業務を行っている。
よって、通常の火葬業務への支障が無く、最も安全かつ確実に工事を実施できる業者は本業者しかいないため、地方自治法施行令第167条の第2項第2号により随意契約としたい。

概要	西海市西海斎場の機器老朽化を踏まえ、施設内火葬炉の機器及び付属設備の補修工事を行い、処理施設の向上を図り、安定した火葬業務を行えるようにするため。・主燃焼炉耐火物補修工事（1号炉）、・主・再燃バーナー整備修繕（1号炉）、・火葬台車耐火物打替修繕（1・2号車）
第1回 変更概要	
第2回 変更概要	
第3回 変更概要	
第1回 変更理由条項	
第2回 変更理由条項	
第3回 変更理由条項	

契約内容一覧表(業務)

令和7年度

業務番号	第13118号
業務名	大瀬戸河通浄水場運転管理業務委託
業務場所	西海市大瀬戸町雪浦河通郷地内
業務の種類	上水施設等関連業務

請負人 住所・氏名	長崎県西海市大瀬戸町多以良内郷254-1 株協環 西海営業所 所長 小崎 亮平 様
--------------	---

公表期限	令和8年 9月30日まで
------	--------------

契約年月日	令和7年 9月30日
第回契約変更年月日	
第回契約変更年月日	
第回契約変更年月日	

請負代金金額（当初）	3,036,000円
第回変更請負代金金額	
第回変更請負代金金額	
第回変更請負代金金額	

工 期	着工年月日	令和7年10月 1日
	竣工年月日	令和7年11月30日
第回変更竣工年月日		
第回変更竣工年月日		
第回変更竣工年月日		

随意契約における契約相手方の選定理由

現在の当業務は令和7年9月30日をもって、一旦契約を完了するが、令和7年10月1日から11月30日まで（次回の業務委託契約までの期間と契約後に発生する可能性のある業務引継ぎの期間）継続して運転管理を行えるのは、現在当業務を行っている指名業者のみのため。
(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の適用)

概要	大瀬戸上水道施設（河通浄水場）の運転及び保守点検を行う。 浄水量：4,220m ³ /日
第回変更概要	
第回変更概要	
第回変更概要	
第回変更理由条項	
第回変更理由条項	
第回変更理由条項	

契約内容一覧表(業務)

令和7年度

業務番号	第88051号
業務名	タイニーハウス西海モデル新築工事設計・工事監理業務委託
業務場所	西海市大島町地内
業務の種類	建築関係建設コンサル

請負人 住所・氏名	長崎県長崎市江里町7-68 ルミネ城山402 Order 一級建築士事務所 代表 川端 威士 様
--------------	--

公表期限	令和8年9月30日まで
------	-------------

契約年月日	令和7年9月29日
第回契約変更年月日	
第回契約変更年月日	

請負代金金額（当初）	2,915,000円
第回変更請負代金金額	
第回変更請負代金金額	
第回変更請負代金金額	

工期	着工年月日	令和7年9月29日
	竣工年月日	令和8年3月31日
第回変更竣工年月日		
第回変更竣工年月日		

随意契約における契約相手方の選定理由

当該事業者は、建築予定のタイニーハウスのデザイン者が代表を務める建築事務所である。デザイン者が工事設計をすることで、デザインの想いを損なうことなく、建築予算に合わせた工事設計が可能であり、デザイン時点では未定であった建築場所及び利用用途に合わせた再デザインも可能であるため、当該事業者を選定した。（地方自治法施行令第167条の2第1項第1号、西海市契約規則第21条第1項第1号を適用）

概要	
	設計業務委託 一式 監理業務委託 一式
第回変更概要	
第回変更概要	
第回変更概要	
第回変更理由条項	
第回変更理由条項	
第回変更理由条項	

契約内容一覧表(修繕)

令和7年度

修繕番号	第13129号
修繕名	西海町中浦深井戸水源施設修繕
修繕場所	西海市西海町中浦北郷地内（中浦深井戸水源施設）
修繕の種類	上下水道施設機器資材

請負人 住所・氏名	長崎県西海市西彼町八木原郷1818 ㈲楠本設備 代表取締役 楠本 榮 様
--------------	--

公表期限	令和8年 9月30日まで
------	--------------

契約年月日	令和7年 9月22日
第回契約変更年月日	
第回契約変更年月日	
第回契約変更年月日	

請負代金金額（当初）	2,387,000円
第回変更請負代金金額	
第回変更請負代金金額	
第回変更請負代金金額	

工期	着工年月日	令和7年 9月22日
	竣工年月日	令和7年 9月30日
第回変更竣工年月日		
第回変更竣工年月日		
第回変更竣工年月日		

随意契約における契約相手方の選定理由

水道施設修繕の専門的な知識を持つことに加え、通常だと入荷に数ヶ月を要する水中ポンプ1式を持ち合わせており、9月中に修繕を行うことが可能であると確認できた唯一の業者のため。（地方公営企業法施行令第21条の14第1項第5号 緊急の必要により競争入札に付することができないとき）

概要	令和7年9月17日に発生した落雷の影響で、西部浄水場の3つの水源の1つである中浦深井戸水源施設の取水ポンプが故障し、西部浄水場への送水が停止してしまった。早急に正常な運転管理体制に戻すため、中浦深井戸水源施設の取水ポンプ等交換を緊急修繕にて対応するもの。
第回変更概要	
第回変更概要	
第回変更概要	
第回変更理由条項	
第回変更理由条項	
第回変更理由条項	

契約内容一覧表(物品)

令和7年度

物品番号	第82019号
物品名	投票箱購入
物品場所	選挙管理委員会事務局
物品の種類	その他（購入）

請負人 住所・氏名	福岡県福岡市博多区店屋町6番25号 株式会社ムサシ 福岡支店 支店長 荻野 勝紀 様
--------------	--

公表期限	令和8年 9月30日まで
------	--------------

契約年月日	令和7年 9月30日
第回契約変更年月日	
第回契約変更年月日	

請負代金金額（当初）	1,927,200円
第回変更請負代金金額	
第回変更請負代金金額	
第回変更請負代金金額	

工 期	着工年月日	令和7年 9月30日
	竣工年月日	令和7年12月19日
第回変更竣工年月日		
第回変更竣工年月日		

随意契約における契約相手方の選定理由

以前より投票立会人の方々から、投票箱の種類を統一してはどうかというご意見をいただきしており、また、再生紙製の投票箱は、よりコンパクトで持ち運びが容易で開票作業時にも場所を取らず効率的。これらの理由から、本市で所有する再生紙製の投票箱で統一するもの。（地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の適用）

概要
以前より投票立会人の方々から、投票箱の種類を統一してはどうかというご意見をいただきしており、また、再生紙製の投票箱は、よりコンパクトで持ち運びが容易で開票作業時にも場所を取らず効率的。これらの理由から、本市で所有する再生紙製の投票箱で統一するもの。
第回変更概要
第回変更概要
第回変更概要
第回変更理由条項
第回変更理由条項
第回変更理由条項